

京都市告示第259号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定し、同条例第4条の規定に基づき、次の里道の路線を廃止及び一部廃止します。

当該路線の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成24年 10月 1日

京都市長 門川 大作

(指定里道)

整理番号	名称	起終	点
1	深草里0085号	伏見区深草石峰寺山町35番地の3地先 同町29番地地先	点

(廃止里道)

整理番号	名称	起終	点
1	崇仁里0003号	下京区下之町17番地の1地先 同町18番地の1地先	点
2	東九条里0005号	南区東九条東岩本町25番地地先 同上	点

(一部廃止里道)

整理番号	名称	廃止する起 廃止する終	点
1	深草里0062号	伏見区深草石峰寺山町35番地の2地先 同町29番地地先	点

(建設局土木管理部道路明示課)